

6. 医療機関外死亡における 死後画像診断の実施に関する研究

兵頭 秀樹 札幌医科大学医学部法医学講座

平成23(2011)年7月に取りまとめられた「死因究明に資する死亡時画像診断の活用に関する検討会報告書」においては、死因究明における死後画像診断の有用性ととも、その活用にあたって、①死後画像撮影および読影に関する知識、技術の向上、②医療機関外の死後画像撮影専用の施設における安全な死後画像撮影のための基準の策定、③死後画像の読影結果と解剖結果の継続した比較検証、などの課題が示された。これらの課題を検討するために、平成24(2012)年4月、厚生労働科学特別研究事業として「医療機関外死亡における死後画像診断の実施に関する研究」(兵頭班)が発足し、①死後画像診断を医療機関外の専用施設で安全に実施するための基準の作成、②医療機関外死亡に対する死後画像診断の実施状況についての全国調査、③地域格差のない死後画像の撮影・読影のための診断ガイドラインの提案とそれに基づく死因究明体制の強化充実について研究が行われた。平成25(2013)年4月からは厚生労働科学地域医療基盤開発推進研究事業として2年間の研究継続が認められ、死後画像読影ガイドライン作成、特に小児死亡に対する画像読影ガイドライン作成が計画された。

死後画像診断を 医療機関外の専用施設で 安全に実施するための 基準の作成

医療機関外専用施設で死後画像撮影を実施するための安全基準を作成するた

め、国内の死体専用CT/MRI装置の設置状況、インフラ整備として遵守すべき法令(原子力基本法、放射線障害防止法、労働安全衛生法、電離放射線障害防止規則)、人的要因としてのエックス線作業主任者ならびにAi認定診療放射線技師の現状調査を行った。また、「X線防護工事 標準化マニュアル」¹⁾および「磁気共鳴画像診断装置施設的安全基準」²⁾についても参照できるように、両資料は平成24年度総括報告書に収載された(表1)。

医療機関外死亡に 対する死後画像診断の 実施状況についての 全国調査

全国378施設に対して医療機関外死亡における死後画像診断の実施について記名調査を行い〔平成24年11月19日～平成25年1月15日、回答195施設(回収率53.7%)〕、地域別の現状が報告された(図1)。同調査集計時点で1万1000体以上に対して医療機関外死亡に対する死後画像検査が実施されていることが明らかとなった。

画像診断についても調査・考察が行われた。臨床での画像診断は多くの放射線科診断医が実施しており、調査時の放射線科診断専門医の数は約4500名であった。平成21(2009)年の調査では臨床画像検査実施件数は世界平均の約4倍を超えており、生前の画像診断に十分対応できていない現状が報告された。死後画像(Ai)読影に放射線画像診断医が参画するためには、業務の適正な分担ならびに人的配置について検討が必要である。と同時に、死後画像(Ai)の分野が社会から求められていることについても考慮されなければならない。画像診断にかかわる専門家集団である放射線画像診断医には読影について積極的な取り組みが求められた。死因究明の点からは、死後画像(Ai)や薬物検査などの結果を総合的に判定する能力が担当医には求められることとなり、各地域において死後画像診断を行える医師、死体検案・解剖を実施できる医師、ならびに法医学者や警察嘱託医の連携が重要であり、専門外領域の知見について相互に協力して検討が行える体制づくりが欠かせない。死後画像(Ai)を死因究明の方策の一つに位置づけ、将来を見据えた取り

表1 報告書内記載項目(平成24年度課題報告)

- ・医療機関内/外で取り扱う場合
- ・必要なインフラ整備について
- ・標準装置性能
- ・エックス線作業主任者について
- ・現状調査票集計
- ・死後CT画像所見に関するガイドライン(案)